

お客さま各位

【休眠預金等のお取り扱いについて】

三島信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）が、平成30年（2018年）1月から施行されます。この法律により、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては最終異動日から10年6か月を経過する日までに、金融機関において公告を行ったうえで、預金保険機構に移管されます。

休眠預金等の定義などについては、以下の説明をご覧ください。

なお、預金に移管されました後におきましても、お客さまの申し出によりいつでも払戻しをさせていただきますこととしております。

【休眠預金等の定義】

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終移動日等から10年を経過した預金等を行います。

2. 「最終異動日等」とは

休眠預金等活用法第2条第5号各号に規定する日のうち、預金等に係る次の①～④のうち最も遅い日を行います。

①当該預金等に係る異動が最後にあった日

②当該預金等に係る預入期間や計算期間の末日など

③金融機関が当該預金等に係る預金者等に対し、当該預金等に係る金融機関・店舗・預金等の種別・口座番号・債権の額等の事項を通知した日（最終異動日等から9年を経過した元本の額が1万円以上の預金について通知をし、当該通知が当該預金者等に到達した場合等に限りま

す。）
④当該預金等について預金等に該当することとなった日

3. 「異動」とは

当金庫における異動とは、以下の事由を行います。

（1）法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由

（2）休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

預金種類ごとの認可事由は以下の表のお取引が該当します。

【異動にあたるお取引一覧表】

預金種類	法定異動事由	三島信用金庫が認可を受けている異動事由								
		通帳(※1)				証書(※1)				ご契約内容の変更など
		発行	再発行	記帳	繰越	発行	再発行	記帳	繰越	
当座預金	<ul style="list-style-type: none"> ・引出し ・預入れ ・振込の受入れ ・振込による払出し ・口座振替その他の事由による債権額の異動(当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。) ・手形又は小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求(当金庫当該支払の請求を把握することができる場合に限り) ・預金者等による公告の対象となっている預金にかかる情報の提供の求め 	—	○	—	—	—	—	—	—	下記※2(①、⑥)、※3
普通預金		○	○	○	○	—	—	—	—	下記※2(①、②、⑤、⑥)、※3、※4
貯蓄預金		○	○	○	○	—	—	—	—	下記※2(①、⑥)、※3
通知預金		○	○	○	—	○	○	○	—	下記※2(③、⑥)、※3
納税準備預金		○	○	○	○	—	—	—	—	下記※2(⑥)、※3
期日指定定期預金		○	○	○	—	○	○	○	—	下記※2(④、⑥)、※3、
自由金利型定期預金(M型)(ｽｰﾊﾟｰ定期)		○	○	○	—	○	○	○	—	
自由金利型定期預金(大口定期預金)		○	○	○	—	○	○	○	—	
変動金利定期預金		○	○	○	—	○	○	○	—	下記※2(④、⑤、⑥)※3、※4
自動継続期日指定定期預金		○	○	○	—	○	○	○	—	
自動継続自由金利型定期預金(M型)(ｽｰﾊﾟｰ定期)		○	○	○	—	○	○	○	—	
自動継続自由金利型定期預金(大口定期預金)		○	○	○	—	○	○	○	—	
自動継続変動金利定期預金		○	○	○	—	○	○	○	—	下記※2(⑥)、※3
積立定期預金		○	○	○	—	—	—	—	—	
定期積金		○	○	○	—	○	○	○	—	下記※2(⑥)、※3
ネット預金		—	—	—	—	—	—	—	—	下記※2(①、②、⑥)※3
財形貯蓄		休眠預金等活用法の対象ではございません。								
マル優口座										
外貨預金										
譲渡性預金										

※1：預金者等の申し出による預金通帳又は証書の発行(再発行を含む)、記帳(記帳する取引がない場合は除く)もしくは繰越。

※2：お客さまの申し出による次に掲げる契約内容又は顧客情報の変更

- ①キャッシュカードの再発行
- ②カードローン契約の終了
- ③解約予定日の設定・変更
- ④方式変更(通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更)
- ⑤総合口座への組入・組入解除(平成31年3月1日以降のものに限ります)
- ⑥各種注意コードの設定・解除

※3：お客さまによる次に掲げる事項の全部または一部に係る情報の受理

- ・当金庫名称およびお客さまの預金等を取り扱う店舗の名称
- ・預金等の種別
- ・口座番号その他預金等の特定に必要な事項
- ・預金等の名義人の氏名または名称
- ・預金等の元本の額

※4：総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記(1)および※1～※3に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。